

7月27日(日)は

群馬県議会議員補欠選挙

『群馬県議会議員補欠選挙(北群馬郡選挙区)』が
七月十八日(金)に告示され、七月二十七日(日)に投票が
行われる予定です。

投票

投票できる方

平成6年7月28日以前に生まれ
た方で平成26年4月17日以前に本
村の住民基本台帳に登録(転入届
を届出)され、引き続き登録され
ている方。

投票時間と場所

投票時間は午前7時から午後7
時までです。郵送された入場券を
ご持参ください。入場券を無くし
た場合は、投票日当日、投票所で
再発行します。(運転免許証等を
お持ちください。)

投票は、入場券記載の投票所で
行ってください。

- ・第1投票所…3区コミセン
- ・第2投票所…中央公民館
- ・第3投票所…榛東村役場
- ・第4投票所…南部コミセン
- ・第5投票所…20区コミセン

村内で住所を移した方

平成26年7月18日以降に転居の
届け出をした方は、転居前の投票
所で投票していただきます。

転入・転出した方

平成26年3月19日以降に榛東村
から、県内に転入・転出予定の方
は村選挙管理委員会にお問い合わせ
してください。

(投票の際に証明書が必要になる
場合があります。)

県外へ転出された方は投票でき
ません。

なお、転出届や転入届の届出時
期によっては、投票できない場合
があります。

代理投票

体が不自由で字を書くことがで
きない方などは、投票所の係員が
代わって候補者名を記載し、投票
することが出来ます。投票の秘密
は厳守されます。

期日前投票

投票は、投票日に投票所で行う
ことが原則ですが、投票日に次の
理由のいずれかに該当すると見込
まれる方は、事前に期日前投票を
行うことができます。

期日前投票対象者

- ・仕事や親族の冠婚葬祭がある
- ・レジャーなどで村外にいる
- ・疾病などのため歩行が困難

期日前投票の期間

告示日の翌7月19日(土)から投票
日前日の7月26日(土)までの午前8
時30分から午後8時までです。配
布された入場券をご持参ください。
なお、告示日当日は期日前投票

ができませんので、ご注意ください。
期日前投票場所

榛東村役場

不在者投票

県選挙管理委員会が指定した病
院、老人ホームなどに入院、入所
中の方や、投票する資格があつて
村外に滞在中の方は、不在者投票
を行うことができます。

病院などでの不在者投票

県選挙管理委員会の指定する病
院・老人保健施設・身体障害者更
正施設などに入院、入所している
方は、そこで投票することができます。
ご相談ください。

村外に滞在している方

投票する資格があつて村外に滞
在中の方は、滞在先の市区町村の
選挙管理委員会を通じて、不在者
投票をすることができます。

投票用紙などの送付は、すべて
郵送で行います。滞在先の選挙管
理委員会から本村の選挙管理委員
会に到着するまでの日数をお考え
になつてお早めに手続きをしてく
ださい。

開票

開票は即日開票で、午後8時か
ら中央公民館で行い、開票状況の
公表は、中央公民館に掲示する方
法で行います。

後援団体の寄附は…

後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に
寄附をすること(政党や後援する政治家に対する寄附
および後援団体の設置目的により行う行事や事業に関
する寄附は除かれます。)は、いかなる名義をもってす
るものであつても禁止されており、処罰されます。処
罰されると、公民権停止の対象となります。

※後援団体の設置目的により行う行事や事
業に関する寄附であっても、次のものは
禁止され罰則の対象になります。

- 花輪、供花、香典、祝儀、その他のこ
れらに類するものとしてされる寄附
- 後援する政治家の選挙に関する一定期
間(選挙事由発生の告示の翌日から選挙
の期日まで)内になされる寄附

なお、開票作業に支障が出るた
め、電話によるお問い合わせには
お答えできません。